各種相談案内

相談・内容	期日・時間	場所	問い合わせ
市民相談 （日常生活全般の相談）	月～金曜日 午前９時～午後４時	市民相談室 （市役所２階）	市民相談室（☎内線 355・503） ※電話での相談にも応じます。
無料法律相談 （弁護士による相談）	６月５日･12日･19日･26日、 ７月３日の各木曜日 午前 10 時～正午	市民相談室 （市役所２階）	市民相談室（☎内線 355・503）
	※要予約。２週間前から市民相談室（☎内線 355・503）で、午前９時から午後４時まで先着順に受け付けます。相談人数は１日当たり７人です。		
	６月 16 日（月） 午後１時～３時	みどり市大間々会場 （みどり市厚生会館）	みどり市社会福祉協議会 大間々支所（☎ 72 － 4054）
	※要予約。みどり市社会福祉協議会大間々支所（☎ 72 - 4054）で先着順に受け付けます。		
人権相談 （人権侵害や差別などに関する相談） ※6月2日（月）は特設相談日です。	６月 10 日（火）・24 日（火） 午後１時 30 分～３時 30 分	市民相談室 （市役所２階）	市民相談室（☎内線 355・503）
	６月２日（月） 午後１時 30 分～３時 30 分	梅田公民館・川内公民館・ 菱公民館	市民相談室（☎内線 355・503）
	６月２日（月）、７月１日（火） 午前９時 30 分～ 11 時 30 分	新里総合センター（３階）	新里支所市民生活課 （☎ 74 － 2384）
	６月２日（月）・20 日（金） 午前９時～ 11 時	黒保根支所（２階）	黒保根支所市民生活課 （☎ 96 － 2111）
消費生活相談 （商品購入などで生じたトラブルに関する相談）	月～金曜日 午前９時～午後４時	桐生市消費生活センター （保健福祉会館４階）	桐生市消費生活センター （☎ 40 － 1112）
行政相談 （国などの仕事への要望・苦情）	６月 10 日（火）・24 日（火） 午後１時 30 分～３時 30 分	市民相談室 （市役所２階）	市民相談室（☎内線 355・503）
	６月２日（月）、７月１日（火） 午前９時 30 分～ 11 時 30 分	新里総合センター（３階）	新里支所市民生活課 （☎ 74 － 2384）
	６月 20 日（金） 午前９時～ 11 時	黒保根支所（２階）	黒保根支所市民生活課 （☎ 96 － 2111）
労働相談 （職場のトラブルに関する相談）	６月６日（金）・20 日（金）、 ７月４日（金） 午前９時～正午	市民相談室 （市役所２階）	産業政策課（☎内線 565）
家庭児童相談 （家庭、児童、母子などに関する相談） **児童虐待通報** （児童虐待と思ったら）	月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分	子育て支援課 （市役所１階）	子育て支援課 （☎内線 250・251）
	月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分	みどり市こども課 （笠懸庁舎）	みどり市こども課 （☎ 76 － 0995）
	24 時間	群馬県東部児童相談所 （太田市）	群馬県東部児童相談所 （☎ 0276 － 31 － 3721）

福祉、介護、教育、育児などの相談には、それぞれの担当課で応じています。
土、日、祝日は、群馬県東部児童相談所を除き、各相談業務、予約の受け付けとも行っていません。

振り込め詐欺に注意しましょう

振り込め詐欺が多発しています。

最近では、金融機関を通じて「振り込ませる」ものに加え、犯人が現金やキャッシュカードを直接自宅などに取りに来る「振り込ませない」振り込め詐欺も増加しています。

巧妙な手口に御注意ください。

還付金詐欺（振り込め詐欺）の手口

◆年金事務所、税務署、市役所職員などを装い、「年金の差額を支払う」「税金の還付金が発生した」などと、過払い金を返還するかのように偽る。

◆警戒が厳しい金融機関のＡＴＭ（現金自動預払機）を避け、コンビニエンスストアや無人のＡＴＭに誘導する。

◆指定された電話番号へ電話をさせ「私の指示通りにＡＴＭを操作してください」などと言葉巧みにＡＴＭを操作させ、指示通りの操作をすると反対に犯人の口座にお金が振り込まれるようにする。

被害に遭わないために

◇国や県、市の職員などがＡＴＭでの操作をお願いすることは絶対にありません。

◇不審に感じたら、すぐに御家族や警察、市役所に相談してください。

◇還付金詐欺以外にも、「母さん助けて詐欺」「架空請求詐欺」「融資保証金詐欺」などがあります。

問い合わせは、安全安心課安全推進係（☎内線４６６）へ。

住宅用火災警報器の維持管理は大丈夫ですか

住宅用火災警報器は、一度設置すれば、ずっと使用することができるものではありません。

火災が発生した場合に正常に作動しないで、火災の発見が遅れて大惨事になる可能性もありますので、維持管理を忘れずに行いましょう。

住宅用火災警報器は、センサーなどの寿命により交換が必要です。電池交換された場合でも、おおむね10年を目安に本体を交換してください。

交換時期を確認する方法としては、音声や警報音などでお知らせする自動試験機能付きのタイプと住宅用火災警報器本体に表示されているタイプの機種がありますので、詳しくは、機器の取扱説明書を御覧ください。

また、住宅用火災警報器は、平成20年から全ての住宅で設置が義務付けられています。まだ設置されていない御家庭は、必ず取り付けてください。

購入の際は、悪質な訪問販売などには御注意してください。

消防本部のホームページにも住宅用火災警報器の維持管理について詳しく紹介してありますので御覧ください。

問い合わせは、消防本部予防課指導係（☎４７１７０３）へ。

自動試験機能付きタイプの機種

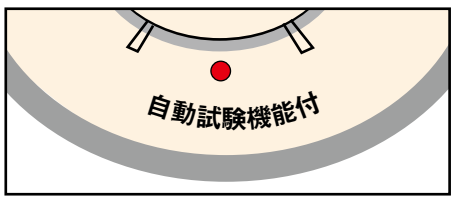

自動的に本体の機能を試験して、機能などに異常が生じたり本体の寿命がきたら、音声や警報音などでお知らせします。

有効期限が示されているタイプ機種

記載されている時期までに交換が必要となります。